

令和2年3月から

外国人雇用状況の届出において、 在留カード番号の記載が必要となります。

令和2年3月1日以降に、雇入れ、離職をした外国人についての外国人雇用状況の届出※において、**在留カード番号**の記載が必要となります。

外国人雇用状況届出における届出方法は、雇用保険被保険者の場合とそれ以外の場合で、届出方法が異なりますので、ご注意ください。

※ 労働施策総合推進法に基づき、外国人を雇用する事業主は、外国人労働者の雇入れと離職の際に、その氏名、在留資格などについて、ハローワークへ届け出ることが義務づけられています。
なお、在留資格が「外交」、「公用」の方や特別永住者は、外国人雇用状況届出の対象外となります。

【雇用保険被保険者となる外国人の場合は、以下の方法で届け出を行ってください】

雇用保険被保険者資格取得届、資格喪失届外国人労働者在留カード番号記載用【別様式】

1. 事業所番号

4 9 0 0 - 0 0 0 1 1 1 - 0

記載例

2. 在留カード番号記載欄

雇用保険被保険者 資格取得届（連記式） 個人別票	被保険者番号 ※はじめて雇用保 険の被保険者とな る場合は記載不要	氏名	在留カード番号記載欄 （※在留カードの右上に記載されている12桁の英数字）
1	1	ABCDEF	A B 1 2 3 4 5 6 7 8 C D
2	2	GHIJKLM	A B 2 3 4 5 6 7 8 9 C D
3			
4			
5			
6			
7			
8			
9			
10			
11			
12			
13			
14			
15			
16			
17			
18			

◆ 在留カード番号の記載欄

在留カードの右上に記載されて
いる12桁（英字2桁-数字8桁-
英字2桁）の番号を記載する。



- 雇用保険被保険者資格取得届、資格喪失届と一緒に、左の様式に在留カード番号をご記入の上、ハローワークに提出ください。

- インターネットを通じた電子申請「e-Gov(イーガブ)」※裏面ご参照）をする場合も、左の様式に入力・添付をして申請をお願いします。

※当該様式(Excel)は、e-Gov上に掲載しています。

！ 別様式での届け出は、雇用保険被保険者資格取得届および資格喪失届が、様式改正（在留カード番号記載欄が追加）されるまでの**暫定運用**となります。様式の改正は、令和2年度中を予定しています。

ご不明な点は、お早めに事業所の所在地を管轄するハローワークへお問い合わせください

（裏面へ）



厚生労働省 千葉労働局 ハローワーク

LL020109外01

【雇用保険被保険者以外の外国人の場合は、以下の方法で届け出を行ってください】

様式第3号（第10条関係）（表面）

雇 入 れ 離 職 に係る外国人雇用状況届出書

フリガナ（カタカナ）	姓	名	ミドルネーム
①外国人の氏名 （ローマ字）			
②①の者の在留資格	③①の者の在留期間 （期限） （西暦）		年 月 日 まで
④①の者の生年月日 （西暦）	年 月 日	⑤①の者の性別	1 男 ・ 2 女
⑥①の者の国籍・地域	⑦①の者の資格外 活動許可の有無		1 有 ・ 2 無
⑧①の者の 在留カードの番号 （在留カードの右上に記載され ている12桁の英数字）	A	B	1 2 3 4 5 6 7 8 C D
雇入れ年月日 （西暦）	年 月 日	離職年月日 （西暦）	年 月 日
	年 月 日		年 月 日
	年 月 日		年 月 日

労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律施行規則第10条第3項の規定により上記のとおり届けます。

年 月 日

事業主	事業所の名称、所在地、電話番号等	雇入れ又は離職に係る事業所 （名称） （所在地） 主たる事務所 （名称） （所在地）	雇用保険適用事業所番号 □□□□-□□□□□□□□ ①の者が主として左記以外の事業所で就労する場合 TEL □□□□□□□□ TEL □□□□□□□□
	氏名		⑧

社会保険 労務士 記載欄	作成年月日・提出代行・事務代理者の表示	氏名	公共職業安定所長 殿
			⑧

◆ 在留カード番号の記載欄

- ・ 在留カード番号記載欄が様式に追加されます。
- ・ 在留カードの右上に記載されている12桁（英字2桁-数字8桁-英字2桁）の番号をご記入ください。



インターネットからも申請できます！

「ハローワークインターネットサービス」



※「外国人雇用状況届出システム」と入力すれば検索ができます。

https://www.hellowork.mhlw.go.jp/info/app_guide.html

「外国人雇用状況届出」の申請は、「ハローワークインターネットサービス」からもできます。

トップページからご利用いただく際は、「事業主の方へのサービスのご案内」→「雇用保険・助成金のご案内」→「申請等をご利用の方へ」をクリックすると、「申請・届出手続きのご案内」に「外国人雇用状況届出」のバナーがあります。

そのバナーをクリックすると、該当ページにいきます。そこにある在留カード番号欄に番号を入力して申請をお願いします。

※ 外国人雇用状況届出システムの「操作マニュアル」は、上記バナーのすぐ下にあります。

「操作マニュアル」

https://www.hellowork.mhlw.go.jp/doc/gaikokujin_manual.pdf



<届け出に当たっての注意事項>

届出先

雇用保険被保険者の外国人は、雇用保険の適用を受けている事業所の所在地を管轄するハローワーク（公共職業安定所）に届け出てください。
※雇用保険被保険者以外の外国人については、勤務する施設の所在地を管轄するハローワークに届け出てください。

・ 国、地方公共団体での外国人の雇入れや離職

国、地方公共団体における外国人の雇入れ・離職の際に提出する外国人雇用状況通知書についても、令和2年3月1日以降は、在留カード番号の記載が必要となります。

・ 経過措置について

令和2年2月29日以前に雇入れ、離職のあった外国人の届け出については、令和2年3月1日以降も経過措置として、これまで通りの届出様式で申請ができます。

電子申請は



イーガブで!!

「e-Gov(イーガブ)」とは、総務省が運営する行政サービスの総合窓口です。厚生労働省をはじめ、各省庁への申請や届け出がオンラインで行えます。

▶ e-Govの操作方法などは、電子政府利用支援センターにお問合せください。

電話番号 050-3786-2225 / F A X 050-3786-2226

e-Gov お問い合わせフォーム <https://www.e-gov.go.jp/contact/form/enquete.html>